

令和7年度 緊急自然災害防止対策事業 堀越堰地区 水門改修工事 施設機械工事に係る特別仕様書

第1章 総則

この工事の実施に当たっては、長野県農政部制定「施設機械工事等工事共通仕様書」（以下「（施）共通仕様書」という）、「土木工事等施工管理基準」（以下「（土）施工管理基準」という）、長野県建設部制定「土木工事現場必携」、「設計変更ガイドライン」、「工事一時中止に係るガイドライン（案）」、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」（以下「（施）施工管理基準」という）を適用する。なお、長野県建設部及び農林水産省制定の適用図書については、「長野県農政部」に読み替えて適用する。

共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

なお、以下の選択項目において「■」を付したもののが、選択されていることを示す。

第2章 工事内容

1 目的

この工事は、表題の事業の一環として、農業用水門を自動化するものである。

2 工事場所

閲覧設計書に記載のとおり

3 工事概要

工種	内容	単位	数量	摘要
施設機械設備工事	電動スピンドル式開閉機	門	1	
〃	ソーラー電源ユニット設置	式	1	
〃	水位計（電極式）	式	1	

4 工事数量

設計書のとおり

5 週休2日工事

対象外工事 本工事は、週休2日工事（発注者指定方式）の対象工事ではありません。

対象工事 本工事は、週休2日工事（発注者指定方式）の対象工事です。

- ① 月単位の週休2日（4週8休以上）となるように現場閉所等を設定し、施工計画書に記載すること。
月ごとの現場閉所等の設定日数は、暦上の土・日曜日の合計日数以上とする。
- ② 施工計画書に従い、現場閉所等を実施すること。
- ③ 施工計画書に記載した現場閉所等を変更する場合は、事前に監督員と協議し承諾を得ること。
- ④ 揭示板を作成し、週休2日を実施する工事である旨を公衆の見やすい場所に明示すること。
- ⑤ 現場閉所等の実施状況で、月単位の週休2日の現場閉所率が28.5%に満たない場合は、補正分が変更されるとともに、工事成績評定において評価されないので注意すること。
- ⑥ 週休2日工事の実施に当たっては、「上田市週休2日工事実施要領」に基づき行うこと。
- ⑦ 週休2日の対象外とする作業と期間は、下記のとおりとする。

6 余裕期間制度（フレックス方式）

対象外工事 本工事は、フレックス工期の対象工事ではありません。

対象工事 本工事は、フレックス工期の対象工事です。

工事開始期限日	令和 8年 4月24日
工事完成期限日	令和 8年 8月20日

7 熱中症対策に資する現場管理費の補正

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現

場管理費の補正を行う対象工事である。

(参照) 熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領

<https://www.pref.nagano.lg.jp/noehi/necceyuusyoutaisaku.html>

8 工事現場における遠隔臨場

本工事は、遠隔臨場の導入を検討する工事である。

受注者は、遠隔臨場の導入をするか否かを含め、通信環境、ウェアラブルカメラ等の機器、費用等を確認の上、工事打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。

本工事は、受注者の実施希望により、遠隔臨場の導入を検討する工事である。

受注者は、遠隔臨場の導入を希望する場合には、通信環境、ウェアラブルカメラ等の機器、費用等を確認の上、工事打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。

本工事は、遠隔臨場の導入をしない工事である。

(参照) 工事現場等における遠隔臨場に関する試行要領について

<https://www.pref.nagano.lg.jp/noehi/enkakurinjo.html>

8 建設キャリアアップシステム活用試行工事

本工事は、「長野県農政部建設キャリアアップシステム活用工事試行要領」に基づく、建設キャリアアップシステム活用試行工事である。活用を希望する場合は、工事打合せ簿により発注者と協議するものとする。

(参照) 長野県農政部建設キャリアアップシステム活用工事試行要領

<https://www.pref.nagano.lg.jp/noehi/kensetukyariaappusisutemu.html>

第3章 施工条件

1 工期関係

(1) 工期

工期は、入札公告に記載のとおり。

なお、工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に、準備期間、休日数（土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）、降雨・降雪等による作業不能日数及び後片付け期間を見込んでいる。準備期間は、30日を見込んでいる。

(2) 工程制限

有り

無し

2 部分引渡し

有り

無し

3 作業時間制限・超過勤務・夜間工事条件

有り

無し

① 工事を施工しない日は、原則として、土曜日、日曜日、夏季休暇（8月13日～16日）、年末年始（12月29日～1月3日）とする。ただし、事前に監督員と協議し承諾を得た場合は、この限りでない。

② 工事を施工しない時間帯は、原則として、平日の午後6時から午前8時までとする。ただし、緊急を要する場合や夜間工事を必要とする場合など、事前に監督員と協議し承諾を得た場合は、この限りでない。

第4章 現場条件

1 関連工事

有り

無し

2 第三者に対する措置

施工に際しては、振動、騒音、安全対策に十分留意しなければならない。特に、資材の搬出入に際しては、一般通行に支障を及ぼさないようにするとともに、安全管理に十分留意すること。

- 事業損失防止対策調査等有り
- 事業損失防止対策調査等無し

項目	調査数量・範囲	備考(仕様等)
家屋調査(事前)		
地下水観測		
騒音調査		
振動調査		
地盤沈下調査		
電波障害		
その他		

3 関係機関との調整

受注者が工事着手前に行う地権者、関係官公署等との協議及び調整は、事前に監督員の指示を受けるものとする。

なお、発注者が実施している協議等の状況は、次表のとおりである。

- 有り
- 無し

4 工事支障物件

支障物件がある場合には、細心の注意を払って施工すること。また、施工に当たっては、監督員の指示に従うとともに、市町村及び関係事業者との協議を行ってから実施すること。

- 有り
- 無し

工事の施工上必要となる架空電線の防護措置について、設計変更の対象とします。

(参照) 工事に伴う架空電線の防護措置に係る対応について(通知)

https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/sekisankijun/documents/tuutibun_kakuusen.pdf

6 建設副産物の処理

- 有り
- 無し

(1) 特定建設資材(建設リサイクル法関係)

種別	処理場名	備考
アスファルトコンクリート塊		
コンクリート塊	無筋	
	鉄筋	
	二次製品	
建設発生木材		

※処理場名は積算上の条件であり、処理場を指定するものではない。

(2) 産業廃棄物(建設廃棄物処理指針(環境省)関係)

種別	処理場名	備考
木くず(抜根・伐採材)		
汚泥		

※処理場名は積算上の条件であり、処理場を指定するものではない。

種別	処分条件	備考
その他(金属くずほか)		

第5章 仮設

1 指定仮設

- 有り
 無し

※指定仮設として計上する場合は、土留め、締切り、築島等で特に大規模であり、重要なものについて扱い、設計数量、設計図面、施工方法、配置などが発注者から指定されている場合である。

2 任意仮設

- 有り (標準契約約款第1条第3項に該当する事項)
 無し

項目	内容	制約条件	参考図の有無	特記事項
締切工	土のう工	無	有	

第6章 用地関係

1 工事用地等未処理部分

- 有り
 無し

2 発注者が確保している用地

- 有り
 無し

3 上記以外の用地

上記以外で必要な用地の借用及びこれに伴う諸手続は、受注者側で対応するものとする。特に農地の一時転用については、事前に地域振興局農業農村支援センター、市町村、農業委員会等と調整するとともに、許可書の写しを監督員に提出すること。

第7章 工事用材料

1 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次に示すとおりであり、監督員が指示する材料については、試験成績書等を提出し、承認を得なければならない。

名 称	規 格	試験成績書等提出の有無
電動スピンドル式開閉器	10kN 押鉗 (全開・全閉・停止) 付 (同等品以上)	有
スピンドル	SUS304 (同等品以上)	有
ソーラー電源ユニット	10kN用 (同等品以上)	有
水位計	電極式 (同等品以上)	有

2 確認又は試験

主要材料に係る監督員の行う確認又は試験は、次のとおりである。

項 目	内 容	摘 要
水門設備 総合試運転		
ゲート開閉・停止運転状態	各動作時のゲートの状態を確認	施設機械工事等施工管理基準より
開閉装置の異常音・振動の有無	聴音、目視、指触による	〃
各種インタロック	各種条件における動作確認	〃
手動切り替え	手動ハンドルの回転入力	〃
開閉速度	開閉速度の計測	〃
揚程	全開から全閉までのゲート移動距離	〃
その他	監督員からの指示事項	

3 県産木材

~~工事に使用する木材は、原則として県産木材を使用することとする。施工計画書提出時に、県産木材の素材供給段階における長野県産土木用材产地証明書発行基準に基づく产地証明書により監督員の確認を受けること。また、しゅん工書類に产地証明書を添付すること。~~

~~(参照) 長野県工事関係書類（図書、帳票、様式）ダウンロード一覧~~

~~https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/20141201kansoka/20141201kansoka_yousiki.html~~

~~供給困難等の理由により、県産木材を使用できない場合は、別途協議とする。~~

4 県内産資材

県内企業の振興や地域経済の活性化を図る観点から、工事材料の選定に当たっては、県内産資材で規格・品質等を満たす材料を優先使用する取組を推進するものとする。

- (1) 県内産資材を優先使用に努めること。
- (2) 工事用資材の調達を極力県内取扱い業者から購入すること。

第8章 環境との調和への配慮

1 環境配慮事項

- (1) 工事の実施に当たっては、長野県公共事業等環境配慮推進要綱別表第4、第5に掲げる環境配慮指針に基づき、環境との調和に配慮すること。

~~(参照) 長野県公共事業等環境配慮制度~~

~~<https://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/kurashi/kankyo/ekyohyoka/hairyo/index.html>~~

- (2) 特に配慮すべき内容は次表のとおりとし、この中で、実施困難若しくは変更が必要な場合、又はこれ以外で工事に反映可能な項目がある場合は、監督員と協議すること。

有り

無し

- (3) 受注者は、具体的な実施内容、方法等を施工計画書に含めて監督員に提出するものとする。

- (4) 受注者は、工事完成時に環境配慮の実施内容を「環境配慮実施報告書」にまとめ提出するものとする。

~~(参照) 農業農村整備事業における環境配慮の運用~~

~~<https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/kankyouhairyounyou.html>~~

2 環境に配慮した材料の利用促進

工事には、木材、自然石、現存する植生等環境に配慮した材料の利用を促進する。

このうち木材については県産材を優先使用し、丸太材及び太鼓材については原則として間伐材を使用する。なお、しゅん工検査時に県産材の証明書で確認することとする。

3 信州リサイクル製品の利用促進

工事材料として、認定リサイクル資材を積極的に利用すること。なお、利用に当たっては、事前に監督員と協議すること。

~~(参照) 信州リサイクル製品認定制度~~

~~<http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/shigen/ninte/index.html>~~

第9章 施工

1 一般事項

- (1) (施) 施工管理基準に明示されていない事項については、(土) 施工管理基準を適用すること。なお、施工条件等により、管理基準により難い場合又は基準及び規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。内容については施工計画書に記載すること。
- (2) 基準点等は、図面に示す既知点を使用すること。

2 安全対策

(1) 交通管理

ア 交通誘導警備員

本工事における交通誘導警備員は次のとおり。

有り

無し

- ・近接工事等で交通量が著しく増減した場合、道路管理者・警察署等からの要請、現場条件に著しい変更が生じた場合及び当初設計で予定している施工方法に対して違う方法となった場合を除き、原則として設計変更の対象としない。
- ・受注者が交通誘導業務を他人に委託する場合は、受注者は、警備業法第4条の規定により公安委員会から警備業の認定を受けた者であること。
- ・指定路線においては、長野県公安委員会告示第70号（令和2年10月1日）により交通誘導警備業務を行う場所ごとに、一人以上の1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を配置し実施すること。

イ 交通安全施設

- ・仮設ヤード回りは、パネルフェンス等を単管等で固定し、公衆の安全対策を講じること。
- ・車道部分に接し、車両等が飛び込みのおそれがある場合は、ガードレール、視線誘導板、回転灯等を設置するとともに、特に夜間の安全対策に配慮すること。

ウ 交通規制

- ・規制箇所は、袋小路にならないように計画し、規制期間を極力短くすること。また、行事等の時期を把握して地元の希望に沿う規制方法とする。

(2) 安全施設

現場出入口の管理は、伸縮ゲート等を用い、施錠が可能な構造とすること。

(3) 足場工

建設工事の足場については、原則として平成21年3月2日付け厚生労働省令第23号にて厚生労働省から公布された「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」による、手すり先行工法を採用するのもとする。

（参考）手すり先行工法等に関するガイドライン

<http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-50/hor1-50-15-1-3.html>

（参考）関連通達等

- ・労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第22号）
- ・足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（令和5年3月14日付け基安発0314第3号）
- ・足場の設置が困難な屋根上作業等における墜落防止のための作業標準マニュアル（平成26年3月10日付け基安安発0310第1号）

(4) 架空線等上空施設一般

ア 工事現場における架空線等上空施設について、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者を確認すること。

イ 建設機械のブーム等により接触・切断の可能性があると考えられる場合は、必要に応じて次の保安措置を行うこと。また、実施内容について、施工計画書に記入すること。

（ア）架空線等上空施設への防護カバーの設置

- （イ）工事現場の出入り口等における高さ制限措置の設置
- （ウ）架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置
- （エ）建設機械のブーム等の旋回・立入禁止区域等の設定

ウ イの（ア）の設置を架空線等管理者に依頼し、事業区域外等において費用が生じる場合は、あらかじめ監督員に現場状況等の確認を請求すること。確認の結果、必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。

3 施工段階における監督員の確認

（施）共通仕様書以外の段階確認は、次に掲げる工種及び施工段階において実施するものとする。

工種	確認内容	確認時期・頻度	備考
機器据付	取付位置の確認	据付着手前	

技術者等の配置に変更が生じる場合は、建設業法における技術者制度及び長野県建設部施行「建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて」によること。

(参照) 建設工事等の現場代理人の兼任について

https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/kokyoko_ji/bukyoku/dairinin-kenmu.html

第11章 ワンデーレスポンス

~~「ワンデーレスpons」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するなど、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現することである。~~

~~受注者は、発注者のワンデーレスponsの取組に対し、情報共有化のための協議書類の電子化や、施工協議経緯表の共有化、施工状況報告を電子媒体で行うなど実施可能な範囲で発注者に協力しなければならない。なお、監督員が即日回答できない場合は、回答が必要な期限を発注者と受注者とで協議の上、回答期限を設けるなど「現場を待たせない」を念頭に工事に従事しなければならない。~~

第12章 契約書第18条（条件変更等）の補足説明

施工に当たり、自然的若しくは人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、又は、設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- 有り
- 無し

第13章 下請負人契約

1 施工体制に関する事項

受注者は、適切な施工体制を確保し、下請負人を含む工事全体を把握して運営を行うこと。

特に社会保険への加入については、建設業の人材確保において重要な事項であることを踏まえ、自社はもとより、すべての下請について加入状況の確認を行うこと。

2 施工体制に係る工事書類等

- (1) 「施工体系図」
- (2) 「施工体制台帳」（「再下請通知書」は、下請契約の請負代金の総額にかかわらず作成するが、監督員等の求めに応じて提示するものとする。）
- (3) 下請契約書、再下請け契約書の「写」（下請契約の請負代金の総額にかかわらず作成）

3 下請契約（施工体制台帳に記載を求める契約をいう）における県内企業の採用

県内企業の振興や地域経済の活性化を図る観点から、受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約先として県内企業を優先的に採用するよう努めるものとする。なお、県内企業とは、県内に本社・本店（みなし本店を含む。）を置く建設企業者をいう。

4 施工体制台帳作成などの取扱い

工事書類における施工体制台帳作成などの取扱いは、「建設工事における施工体制台帳作成などの取扱いについて（通知）」による。

(参照) 長野県電子入札システムスタートページ

https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/kokyoko_ji/denshi/nyusatsu/

第14章 創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

(参照) 長野県工事関係書類（図書、帳票、様式）ダウンロード一覧

https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/20141201kansoka/20141201kansoka_yousiki.html

第15章 現場環境改善費

~~本工事は、屋外での据付工事の施工期間が短いため、現場環境改善費は見込んでいない。ただし、効果が見込める場合は、受発注者間の協議により設計変更の対象とすることができる。~~
~~実施する場合は、次のとおりとする。~~

- (1) ~~現場環境改善費の実施項目は、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し、合計5つの内容を実施すること。ただし、地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施項目数及び実施内容を変更してもよい。詳細については、監督員と協議の上、実施すること。~~
- (2) ~~受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督員に提出する。~~
- (3) ~~受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督員に提出する。~~

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
營繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室、快適トイレの設置を含む） ②労働者宿舎の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盜難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事P.R.看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献

~~(参照) 工事における現場環境改善費の積算要領~~

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/r4genbakanyoukaizenhi.html>

第16章 数量算出方法

(施) 共通仕様書に記載のない数量算出方法については、次のとおりである。

- 有り
 無し

第17章 履行報告（週間工程表）

受注者は、履行報告書（週間工程表）を提出するものとする。

第18章 承諾図書の提出時期

受注者は、(施) 共通仕様書による承諾図書を工場製作開始前（据付工事においては着手前）までに提出し、監督員の承諾を得なければならない。

第19章 再生資源利用計画書等

提出様式は、原則としてC O B R I Sを利用して作成すること。これにより難い場合は、監督員との協議により、「建設リサイクル報告様式（EXCEL）」によることも可能とする。

作成が必要な工事は、次表のとおりとする。

再生資源利用計画（実施）書	再生資源利用促進計画（実施）書
次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する工事	次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する工事
1 土砂・・・・・・・・ 500m ³ 以上	1 土砂・・・・・・・・ 500m ³ 以上
2 碎石・・・・・・・・ 500 t 以上	2 コンクリート塊
3 加熱アスファルト混合物・・ 200 t 以上	アスファルト・コンクリート塊 建設発生木材
	】・ 合計 200 t 以上

(参照) C O B R I S

<http://www.recycle.jacic.or.jp/>

建設リサイクル報告様式 (EXCEL)

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

なお、発注者から貸与されるリサイクル計画書は、次のとおりである。

有り (別紙「リサイクル計画書（積算段階）」のとおり)

無し

第 20 章 不正軽油撲滅対策

軽油を燃料とする車両及び建設機械等には、ガソリンスタンド等で販売されている適正な軽油を使用すること。

県庁税務課及び各県税事務所が行う燃料の抜取調査等に協力すること。

第 21 章 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は、法定外の労働災害保険に付さなければならない。

法定外の労災保険への付保状況について、受注者は、保険契約の証券又はこれに代わるものにより監督員の確認を受けなければならない。

第 22 章 積算条件

1 價格積算基準

本工事で適用している価格積算基準は、次のとおりである。

(1) 農林水産省 土地改良工事積算基準 令和7年度による。

(参照) 長野県の農業農村整備事業における基準

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/kensetsukouji-itaku.html>

(2) 上記以外は、長野県建設部（国土交通省）の積算基準を準用している。

2 適用歩掛

本工事で適用している歩掛等は、次のとおりである。

(1) 農林水産省 土地改良工事積算基準 令和7年度

(2) 上記以外は、長野県建設部（国土交通省）の歩掛を準用している。

(注) 建設部の歩掛を使用している際には、次の点に留意すること。

建設部の歩掛を農政部で使用する際には、「数量算出要領の1－5歩掛単価表等の単位及び数位」により、数位を修正して使用している。

(例) 建設部歩掛 普通作業員 0.506人 → 農政部歩掛 普通作業員 0.51人

3 特殊積算条件の有無

有り

無し

4 資材単価等

(1) 本工事に係る工事費の積算に当たっては、長野県が適宜調査している部局別単価や、積算資料（一般

財団法人経済調査会) 及び建設物価(一般財団法人建設物価調査会)などに設定されている刊行物単価などにより予定価格を算出している。

なお、長野県が設定している単価等は、長野県ホームページにおいて閲覧できる。

(2) 刊行物単価の決定方法については、長野県公式ホームページ掲載の「『物価資料掲載単価』決定方法」による。

(参照) 「長野県建設工事等設計単価」・「工事等に適用する積算基準」の公表について

<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/sekisankijun/sekketanka.html>

(3) 見積りによる単価等の有無は、次のとおりである。

■ 有り(別紙「公表単価表」のとおり)

□ 無し

第23章 情報共有システム

本工事における情報共有システムの適用については、「情報共有システム実施要領」等による。

(参照) 長野県におけるCALS/ECの取組

<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/cals/torikumi/index.html>

第24章 電子納品

(1) 受注者は請負金額1,500万円以上の工事(以下、「対象工事」という。)については、以下の項目を受注者の希望により実施することができるものとする。なお、対象工事の金額未満であっても、受注者が希望する場合は、受発注者協議により対象とできる。希望する場合は、工事請負契約締結後、別紙『電子納品実施(希望)調書』を監督員へ提出すること。

(2) 電子納品の実施にあたっては、長野県が適用する「電子納品に係る実施要領」に準拠することとし、試行的な運用として実施を希望できるものとする。

受注者が電子納品を希望する場合は、対象書類やファイル形式、データバックアップ体制、コンピュータウイルス対策方法等について、工事着手時に監督員と協議することとし、対象書類はCD-RもしくはDVD-Rに記録して提出すること。

第25章 「工事施工三者協議」の開催

□ 該当

■ 非該当

本工事は、請負者、設計者(コンサルタント等)及び発注者が各種情報を共有し、設計意図の伝達を行うための「工事施工三者協議」の対象工事である。

請負者は、工事着手前に設計図書の照査等を実施するとともに、その結果を発注者に報告し、「工事施工三者協議」に参加すること。

第26章 工事書類

工事書類作成は、原則として「工事書類簡素化ガイドライン」による。なお、80%出来形図及び100%出来形図を、「承諾図書」と読み替える。

(参照) 工事書類簡素化ガイドライン

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/kojisyoruikansoka.html>

第27章 「ウイークリースタンス」の取組

本工事は、「ウイークリースタンス実施要領」に基づきウイークリースタンスを実施する。

取組内容については、施工計画書に記入すること。

(参照) ウイークリースタンス実施要領

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/week.html>

第28章 工期及び請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定により、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注機関の長に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

（参照）建設工事受注希望型様式集

<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/juchu/kibogata/koji.html>

第29章 適用図書及び参考図書

図書名	長野県農政部 適用年月	発行元、監修元等 及び問合せ先
施設機械工事等共通仕様書	令和7年10月	長野県農政部 （農地整備課）
施設機械工事等施工管理基準	令和4年10月	農林水産省農村振興局
土地改良工事数量算出要領	令和7年10月	長野県農政部 （農地整備課）
土地改良工事数量算出要領（案） (施設機械工事)	令和7年10月	農林水産省農村振興局
土木工事現場必携	令和6年10月	長野県建設部
設計変更ガイドライン	令和5年2月	長野県環境部、農政部、林務部、建設部
工事一時中止に係るガイドライン	令和4年10月	長野県農政部 （農地整備課）

なお、発刊を行っていない図書等は、長野県公式ホームページからコピーし入手できる。

次の図書は、ホームページからダウンロード可能。

・（土）共通仕様書

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/kensei/nyusatsu/sekisankijun/kensetsu.html>

・（施）施工管理基準

https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyo/syo/k_skizyun/

・土木工事現場必携及び設計変更ガイドライン

<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/soshiki/soshiki/kencho/gijutsukanri/index.html>

・工事一時中止に係るガイドライン

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/koujiichijicyushi.html>

第30章 しゅん工検査

本工事のしゅん工検査は、検査補助員を配する検査又は複数日検査となる場合がある。

第31章 定めなき事項

この仕様書に定めのない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督員と協議すること。

以上